

制 定 令和6年4月1日

大阪市特定教育・保育施設等における  
特別に支援の必要な児童の受け入れにかかる支援費支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)(以下、「支援法」という。)第31条第1項及び第43条第1項に基づき、大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業確認等要綱(平成27年5月1日制定)(以下、「確認要綱」という。)により、市長が確認した特定教育・保育施設または特定地域型保育事業者に対し、特別に支援の必要な児童(以下、「要支援児」という。)の受け入れにかかる支援費(以下、「支援費」という。)を支給するにあたり必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、法に定めるもののほか、当該各号に定めるところによる。

- ア 特定教育・保育施設 確認要綱によりそれぞれ対象となる児童の利用定員が1人以上として定められた、保育所、認定こども園をいう。
- イ 特定地域型保育事業者 確認要綱によりそれぞれ対象となる児童の利用定員が1人以上として定められた、小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業のいずれかを行う事業所をいう。
- ウ 学校法人 私立学校法(昭和24年法律第70号)第3条に規定する学校法人をいう。
- エ 新設園 平成27年4月1日以降に、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号、以下、「認定こども園法」という。)第17条第1項の設置の認可を受けた幼保連携型認定こども園をいう。
- オ 旧接続型 平成24年8月22日法律第66号(以下、「改正法」という。)による認定こども園法附則第3条第1項にてみなし認可を受けた幼保連携型認定こども園のうち、改正法の施行の際現に存する改正法による改正前の認定こども園法(以下、「旧認定こども園法」という。)第3条第2項第1号口の連携施設をいう。
- カ 旧並列型 改正法による認定こども園法附則第3条第1項によるみなし認可を受けた幼保連携型認定こども園のうち、旧認定こども園法第3条第2項第1号イの連携施設をいう。
- キ 単独型 認定こども園法第3条第2項第1号に規定する幼稚園をいう。
- ク 接続型 認定こども園法第3条第4項第1号口に規定する連携施設をいう。

- ケ 並列型 認定こども園法第3条第4項第1号イに規定する連携施設をいう。
- コ 1号認定こども 支援法第19条第1項第1号に規定する小学校就学前子どもをいう。
- サ 2号認定こども 支援法第19条第1項第2号に規定する小学校就学前子どもをいう。
- シ 3号認定こども 支援法第19条第1項第3号に規定する小学校就学前子どもをいう。
- ス 手帳 身体障害者手帳、療育手帳、又は精神障害者保健福祉手帳をいう。
- セ 特別児童扶養手当対象児童 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に基づく特別児童扶養手当の支給対象となる児童をいう。

( 支援費の種類等 )

第3条 支援費の種類は次のとおりとする。

- ( 1 ) 特別支援保育事業 ( 別紙1のとおり )
- ( 2 ) 認定こども園特別支援保育経費 ( 別紙2のとおり )
- ( 3 ) 認定こども園特別支援教育経費 ( 別紙3のとおり )
- ( 4 ) 医療的ケア児対応看護師体制強化事業 ( 別紙4のとおり )

- 2 前項に定める各経費の内容(目的、支給要件、支給対象、及び算定基準)は、別紙に定めるとおりとする。
- 3 支援費の額は、予算の定めを上限として、別紙で定める各算定基準により算出した経費の額の合計額とする。

( 支給認定申請 )

第4条 支援費の支給認定を申請する者は、大阪市特定教育・保育施設等の運営における特別に支援の必要な児童の受け入れにかかる支援費支給認定申請書(様式第1号)を、本市があらかじめ指定する期日までに提出しなければならない。ただし、年度途中に開所する施設及び年度途中より別紙で定める各支給要件のいずれかを満たし支援費の支給認定を受けようとする者は、申請書に記載する支給開始月の末日までとする。

- 2 前項の申請書には、支給を希望する支援費のうち、別紙に定める必要書類を添付しなければならない。

( 支給認定決定 )

第5条 市長は、支援費の支給認定の申請があったときは、当該申請にかかる書類の内容等が適正であるかどうか審査し、必要に応じて現地調査等を行い、支援費の支給認定決定をしたときは、大阪市特定教育・保育施設等の運営における特別に支援

の必要な児童の受け入れにかかる支援費支給認定決定通知書(様式第2号)により支援費の支給認定の申請を行った者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の調査の結果、支援費を支給することが不相当であると認めるときは、理由を付して、大阪市特定教育・保育施設等における特別に支援の必要な児童の受け入れにかかる支援費不支給認定決定通知書(様式第3号)により支援費の支給認定の申請を行った者に通知するものとする。
- 3 市長は、支援費の支給認定申請の提出期限から60日以内を標準的な処理期間とし、当該申請にかかる支援費の支給認定決定又は支援費の支給を認定しない旨の決定をするものとする。
- 4 前項の規定は、支給認定申請に添付すべき書類全てが到達している事業にのみ適用し、到達していない事業については、全ての書類が到達してから60日以内に支援費の支給認定決定又は支援費の支給を認定しない旨の決定をするものとする。

#### (支給認定申請の取下げ)

第6条 支援費の支給認定の申請を行った者は、前条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知の内容又はこれに付された条件に不服があり申請を取り下げようとするときは、大阪市特定教育・保育施設等の運営における特別に支援の必要な児童の受け入れにかかる支援費支給認定申請取下書(様式第4号)により申請の取下げを行うことができる。

- 2 申請の取下げをすることができる期間は、支給認定決定通知書を受けた日の翌日から起算して10日とする。

#### (支給時期等)

第7条 市長は、支援費の支給について支援費の額が確定する前にその全部または一部を概算払することができる。

- 2 支援費の支給認定決定を受けた者(以下「認定事業者」という。)は、前項の規定による概算払による支援費の支給を受けようとする場合は、第5条第1項に基づき決定された支援費を別紙で定める各算定基準により算出した経費の額の合計額の範囲内で市長に請求することができる。
- 3 市長は、前項の規定による概算払による支援費の支給の請求を受けたときは、概算払の必要性を精査し、必要と認めるときは、当該請求を受けた日から30日以内に当該請求にかかる支援費を支給するものとする。
- 4 市長は、前3項のほか、第12条の規定による支援費の額が確定した後に認定事業者から請求を受けたときは、当該請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る支援費を支給するものとする。

( 内容変更等 )

第 8 条 認定事業者は、別紙に定める各支給要件に係る事業の内容に変更( 軽微な変更を除く。 )が生じた時は、原則、当該変更が生じた日の属する月又は新たに事業を開始する月の月末までに、大阪市特定教育・保育施設等の運営における特別に支援の必要な児童の受け入れにかかる支援費支給認定変更届( 様式第 5 号 )を市長に対し提出しなければならない。

2 前項の変更届には、別紙に定める必要書類を添付しなければならない。

3 第 1 項の軽微な変更は、別紙に記載のとおりとする。

( 事情変更による決定の取消し等 )

第 9 条 市長は、支援費の支給認定決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、支援費の支給認定決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 前項の取消し又は変更を行った場合において、市長は、大阪市特定教育・保育施設等の運営における特別に支援の必要な児童の受け入れにかかる支援費の事情変更による支給認定決定取消・変更通知書( 様式第 6 号 )により認定事業者に通知するものとする。

3 第 1 項の取消し又は変更を行った場合において、市長は、認定事業者が特別に必要なとなった、支援費の支給認定を受けた事業を行うため締結した契約の解除等による賠償金について、支援費を支給することができる。

4 第 3 条から前条までの規定は、前項の規定による支援費の支給について準用する。

5 認定事業者は、第 2 項の規定による通知を受けた場合において、取消し又は変更後の支援費の額が既に支給を受けた支援費の額を下回っているときは、通知を受けた日から 20 日以内に、既に支給を受けた支援費の額から取消し又は変更後の支援費の額を差し引いた額を市長が発行する納付書により戻入しなければならない。

6 認定事業者が前項の規定により戻入する支援費の額は、第 3 項の規定による支援費の支給がある場合には、当該支援費の額と相殺することができる。

( 立入検査等 )

第 10 条 市長は、支援費の適正な執行を期するため、必要があると認めるときは、認定事業者に対して報告を求め、又は認定事業者の承諾を得た上で職員に当該認定事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

( 実績報告 )

第 11 条 認定事業者は、支給認定期間を経過した日から 10 日以内に大阪市特定教育・保育施設等の運営における特別に支援の必要な児童の受け入れにかかる支援費

実績報告書（様式第7号）により市長に報告しなければならない。

2 前項の報告書には、別紙に定める必要書類を添付しなければならない。

（支援費の額の確定等）

第12条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の書類を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、支援費の支給認定決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、支給すべき支援費の額を確定し、大阪市特定教育・保育施設等の運営における特別に支援の必要な児童の受け入れにかかる支援費額確定通知書（様式第8号）により認定事業者に通知するものとする。

（支援費の精算）

第13条 市長は、第11条第1項に基づく報告により提出された収支決算書の内容を精査し、精算により剰余又は不足が生じていると認める場合には認定事業者あて通知しなければならない。

2 認定事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、本市が指定する日までに、剰余金を市長が交付する納付書により戻入し、又は速やかに不足額にかかる請求をしなければならない。

3 市長は、前項の規定による不足額にかかる請求を受けたときは、当該請求を受けた日から30日以内に当該請求にかかる支援費を支給するものとする。

（支給認定決定の取消し）

第14条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、支援費の支給認定決定等の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）虚偽の申請その他の不正な行為により、支援費の支給認定決定等を受けた場合

（2）支援費の支給認定決定等の内容及びこれに付した条件その他法令等に違反した場合

（3）支援費を他の用途へ使用した場合

（4）第18条第2項各号に定める書類、帳簿等が保管されていないため、支援費の実績確認が適切にできない場合

（5）その他、市長が不相当と認める事由が生じた場合

2 前項の規定は、支援費について支給すべき額の確定があった後においても適用できるものとする。

3 市長は、第1項に規定する取消しを行ったときは、理由を付して認定事業者に大阪市特定教育・保育施設等の運営における特別に支援の必要な児童の受け入れにかかる支援費支給認定決定取消通知書（様式第9号）により通知するものとする。

( 支援費の返還 )

第 15 条 市長は、前条第 1 項の規定により支援費の支給認定決定等を取消した場合において、当該取消しにかかる部分に関し、すでに支援費が支給されているときは、期限を定めてその返還を求め、大阪市特定教育・保育施設等の運営における特別に支援の必要な児童の受け入れにかかる支援費支給返還決定通知書（様式第 10 号）により認定事業者に通知するものとする。

2 前項の通知があったときは、認定事業者は返還を求められた額を本市が定める期日までに大阪市あて納付しなければならない。

( 支援費の額の更正等 )

第 16 条 第 11 条に定める実績報告に誤りがあり、支援費に剰余が生じていたことが確認された場合には、市長は、第 12 条に定める額の確定後もその剰余金を返還させることができるものとし、認定事業者に大阪市特定教育・保育施設等の運営における特別に支援の必要な児童の受け入れにかかる支援費額更正通知書兼返還決定通知書（様式第 11 号）により通知し、認定事業者は、その剰余金を本市が定める期日までに返還しなければならない。（ただし、第 14 条の取消事由にあたる場合を除く。）

2 前項の規定により返還を求められた認定事業者が納期日までに納付しなかったときは、税外歳入に係る延滞金及び過料に関する条例（昭和 39 年大阪市条例第 12 号）第 2 条の規定により算出した延滞金を本市に納付しなければならない。

3 前項の規定により延滞金を納付しなければならない認定事業者が返還を求められた剰余金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間にかかる延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

( 消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額の取扱い )

第 17 条 支給認定期経過に、消費税及び地方消費税の申告により支援費にかかる消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。なお、認定事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は支社、支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うものとする。また、市長は報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を納付させることがある。

( 関係書類の整備 )

第 18 条 認定事業者は、支援費にかかる活動実績及び経費の収支を明らかにした書類、帳簿等（以下「関係書類」という。）を常に整備し、第 12 条の通知を受けた日

の属する年度の3月31日から5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 前項の関係書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 第11条第2項に定める書類

(2) 職員(業務委託等により勤務する職員を含む。)の雇用実態が分かる書類(契約書・資格証・職員の出勤及び退勤時間が記録された書類等)

(3) その他、支援費にかかる活動実績等が明確にされている書類

附 則

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

〔様式第1号〕

年 月 日

(あて先) 大 阪 市 長

住 所  
団 体 名 称  
代 表 者 職  
氏 名

年度 大阪市特定教育・保育施設等における  
特別に支援の必要な児童の受け入れにかかる支援費支給認定申請書

標題の支援費について支給認定を受けたいので、大阪市特定教育・保育施設等における特別に支援の必要な児童の受け入れにかかる支援費要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。

- 1 対象施設  
施設所在地  
施設名
- 2 支給認定を受けようとする支援費の種類  
特別支援保育事業、認定こども園特別支援保育経費  
認定こども園特別支援教育経費  
医療的ケア児対応看護師体制強化事業
- 3 添付書類  
保育所運営課長の通知するところによる必要な書類

様

大阪市長

年度 大阪市特定教育・保育施設等における特別に支援の必要な  
児童の受け入れにかかる支援費支給認定決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大阪市特定教育・保育施設等における特別に支援の必要な児童の受け入れにかかる支援費については、次のとおり決定することとしたので、大阪市特定教育・保育施設等における特別に支援の必要な児童の受け入れにかかる支援費支給要綱第5条第1項の規定により通知します。

1 対象施設

施設所在地

施設名

2 支給認定決定した内容

特別支援保育事業、認定こども園特別支援保育経費 ( 円 )

認定こども園特別支援教育経費 ( 円 )

医療的ケア児対応看護師体制強化事業 ( 円 )

3 支援費の支給条件

(1) 大阪市特定教育・保育施設等における特別に支援の必要な児童の受け入れにかかる支援費支給要綱第10条に規定する立入検査等を行う場合は、これに協力すること。

(2) 支援費の支給に際して入手した個人情報、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例(令和5年大阪市条例第5号)の趣旨を踏まえ、その漏えい、滅失、き損等の防止、その他個人情報の保護に必要な体制の整備及び措置を講じ、適正に管理すること。

(3) その他、大阪市特定教育・保育施設等における特別に支援の必要な児童の受け入れにかかる支援費支給要綱の規定を遵守すること。

4 その他

本通知の決定内容(支給の条件を含む。)に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができる。

様

大阪市長

年度 大阪市特定教育・保育施設等における特別に支援の必要な  
児童の受け入れにかかる支援費不支給認定決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大阪市特定教育・保育施設等における特別に支援の必要な児童の受け入れにかかる支援費については、次の理由により支給しないこととしたので、大阪市特定教育・保育施設等における特別に支援の必要な児童の受け入れにかかる支援費支給要綱第5条第2項の規定により通知します。

1 対象施設

施設所在地

施設名

2 支給しない理由

〔様式第4号〕

年 月 日

(あて先) 大 阪 市 長

住 所  
団 体 名 称  
代 表 者 職  
氏 名

年度 大阪市特定教育・保育施設等における特別に支援の必要な  
児童の受け入れにかかる支援費支給認定申請取下書

年 月 日付け大こ青第 号にて通知のあった大阪市特定教育・  
保育施設等における特別に支援の必要な児童の受け入れにかかる支援費支給認定決  
定について、大阪市特定教育・保育施設等における特別に支援の必要な児童の受け入  
れにかかる支援費支給要綱第6条の規定により申請を取り下げます。

1 対象施設  
施設所在地  
施設名

2 支援費支給認定決定通知書を受け取った日  
年 月 日

2 取下げの理由

〔様式第5号〕

年 月 日

(あて先) 大 阪 市 長

住 所  
団 体 名 称  
代 表 者 職  
氏 名

年度 大阪市特定教育・保育施設等における特別に支援の必要な  
児童の受け入れにかかる支援費支給認定変更届

年 月 日付け大こ青第 号にて支援費の支給認定決定を受け  
た内容について変更が生じたため、大阪市特定教育・保育施設等における特別に支援  
の必要な児童の受け入れにかかる支援費支給要綱第8条の規定により、次のとおり変  
更届を提出します。

1 対象施設

施設所在地

施 設 名

2 変更する内容及びその理由

特別支援保育事業、認定こども園特別支援保育経費

(理由： )

認定こども園特別支援教育経費

(理由： )

医療的ケア児対応看護師体制強化事業

(理由： )

3 添付書類

保育所運営課長の通知するところによる必要な書類

様

大阪市長

年度 大阪市特定教育・保育施設等における特別に支援の必要な  
児童の受け入れにかかる支援費の事情変更による支給認定取消・変更通知書

年 月 日付け大こ青第 号にて支援費の支給認定決定した内  
容について、大阪市特定教育・保育施設等における特別に支援の必要な児童の受け入  
れにかかる支援費支給要綱第9条の規定により、次のとおり取消し・変更したので通  
知します。

1 取消し・変更の内容

2 取消し・変更の理由

(あて先) 大 阪 市 長

住 所  
団 体 名 称  
代 表 者 職  
氏 名

年度 大阪市特定教育・保育施設等における特別に支援の必要な  
児童の受け入れにかかる支援費実績報告書

年 月 日付け大こ青第 号にて支援費の支給認定決定を受けた内容について、大阪市特定教育・保育施設等における特別に支援の必要な児童の受け入れにかかる支援費支給要綱第11条の規定により、次のとおり実績を報告します。

1 対象施設

施設所在地

施設名

2 支援費の支給認定内容

特別支援保育事業、認定こども園特別支援保育経費

認定こども園特別支援教育経費

医療的ケア児対応看護師体制強化事業

3 支援費の概算払額

金 円

4 添付書類

(1) 大阪市特定教育・保育施設等における特別に支援の必要な児童の受け入れにかかる支援費収支決算書

(2) 保育所運営課長の通知するところによる必要な書類

年度 大阪市特定教育・保育施設等における  
特別に支援の必要な児童の受け入れにかかる支援費収支決算書

	算定基準 により 算出した額	概算払済額	差引額
特別支援保育事業、認 定こども園特別支援保 育経費	円	円	円
認定こども園特別支援 教育経費	円	円	円
医療的ケア児対応看護 師体制強化事業	円	円	円
合計	円	円	円

様

大阪市長

年度 大阪市特定教育・保育施設等における特別に支援の必要な  
児童の受け入れにかかる支援費額確定通知書

年 月 日付け大こ青第 号にて支給認定決定した大阪市特定  
教育・保育施設等における特別に支援の必要な児童の受け入れにかかる支援費につ  
いては、次のとおり支援費を確定したので大阪市特定教育・保育施設等における特別  
に支援の必要な児童の受け入れにかかる支援費支給要綱第 12 条の規定により通知し  
ます。

1 対象施設

施設所在地

施設名

2 支援費の支給確定金額

金 円

3 支援費の支給確定金額内訳

特別支援保育事業、認定こども園特別支援保育経費 円

認定こども園特別支援教育経費 円

医療的ケア児対応看護師体制強化事業 円

様

大阪市長

年度 大阪市特定教育・保育施設等における特別に支援の必要な  
児童の受け入れにかかる支援費支給認定決定取消通知書

年 月 日付け大こ青第 号にて支給認定決定した大阪市特定  
教育・保育施設等における特別に支援の必要な児童の受け入れにかかる支援費につ  
いては、次のとおり支給認定決定を取消したので、大阪市特定教育・保育施設等にお  
ける特別に支援の必要な児童の受け入れにかかる支援費支給要綱第 14 条の規定により  
通知します。

- 1 対象施設  
施設所在地  
施設名
- 2 取消しの内容
- 3 取消しの理由

様

大阪市長

年度 大阪市特定教育・保育施設等における特別に支援の必要な  
児童の受け入れにかかる支援費支給返還決定通知書

年 月 日付け大こ青第 号による大阪市特定教育・保育施設等  
における特別に支援の必要な児童の受け入れにかかる支援費の取消しに伴い、大阪市  
特定教育・保育施設等における特別に支援の必要な児童の受け入れにかかる支援費支  
給要綱第 15 条第 1 項の規定により、次のとおり返還を求めます。

1 対象施設  
施設所在地  
施設名

2 返還決定額  
金 円

3 返還期日  
年 月 日

4 返還方法  
別添の納付書による

様

大阪市長

年度 大阪市特定教育・保育施設等における特別に支援の必要な  
児童の受け入れにかかる支援費額更正通知書兼返還決定通知書

年 月 日付け大こ青第 号にて確定した大阪市特定教育・保育施設等における特別に支援の必要な児童の受け入れにかかる支援費については、次のとおり支援費を更正したので、大阪市特定教育・保育施設等における特別に支援の必要な児童の受け入れにかかる支援費支給要綱第 16 条第 1 項の規定により通知し、返還を求めます。

1 対象施設  
施設所在地  
施設名

2 更正額の内容

更正前の額	更正後の額	差 額
円	円	円

3 返還決定額  
金 円

4 返還期日  
年 月 日

5 返還方法  
別添の納付書による

別紙 1  
特別支援保育事業

目的	<p>特別支援保育担当専任保育士等の人件費を支給することにより、特別に支援の必要な乳幼児（以下、「要支援児」という。）の保育所等への入所を円滑にすると共に、集団保育を実施することにより、要支援児の福祉の増進を図る。</p>		
支給要件	<p>要支援児（ 1 ）が在籍する保育所等（ 2 ）の設置者を給付対象者とする。</p> <p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準で必要な保育士、他の交付要綱等の要件として配置する保育士以外で、対象児童（ 3 ）数に応じて支援を実施するために必要となる専任職員を配置すること。</p> <p>月の初日時点で要件 を満たし保護者の同意を得ていること。月途中で要件を満たした場合は、翌月からの交付とする。</p> <p>認定こども園において、1号認定こどもが2号認定こどもへ変更があった場合、月の初日時点で2号認定である月から算定基準による支援費を支給する。</p> <p>職員の配置が欠ける場合は、支援費の停止、減額及び返還の対象となる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 要支援児は、原則として、手帳の交付を受けている児童、大阪市こども相談センターにおいて知的障がいと判断された児童、医療機関で障がい等と診断された児童、及び特別児童扶養手当対象児童とする。</li> <li>2 保育所等は、要綱第2条アに定義する、保育所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園とする。ただし、本市が設置者である場合を除く。</li> <li>3 対象児童は、2号認定こども及び3号認定こどもとする。ただし、旧接続型を利用する2号認定こどもを除く。</li> </ol>		
対象	特別支援保育担当専任保育士等の人件費		
算定基準	<p>重度（ 4 ）</p> <p>重度以外</p>	<p>要支援児1人に対し正規保育士等（ 5 ）または常勤保育士等（ 6 ）1名を配置する場合</p> <p>要支援児3人に対し正規保育士等1名を配置する場合</p> <p>要支援児2人に対し正規保育士等または常勤保育士等1名配置する場合</p> <p>要支援児1人に対し正規保育士等、常勤保育士等または非常勤保育士等（ 7 ）1名を配置する場合</p>	<p>児童1人あたり 月額233,400円</p> <p>児童1人あたり 月額122,200円</p> <p>児童1人あたり 月額116,700円</p> <p>児童1人あたり 月額116,700円</p>
<p>上記職員の配置は、同一月、同時申請の際、要支援児数に応じて加配することを原則とする。ただし、重度以外の要支援児の対応として、要支援児3人に対し常勤保育士等1名と非常勤保育士等1名、又はクラスごとに要支援児が1人ずつ在籍する場合は、クラスごとに非常勤保育士等を1名ずつ配置することも可能とするが、その際の支援費は、配置された職員に基づく算定基準による計算とする。</p> <p>変更等に伴う支援費については、追加申請が認められた場合でも要支援児数を合算しない。</p> <p>認定こども園において、1号認定こどもである要支援児が、2号認定こどもへ変更となった場合、当該要支援児が「大阪府私立幼稚園特別支援教育費補助金交付要綱」により支給される補助事業に基づく補助金交付対象者の場合（5月2日以降に2号認定こどもに変更する児童）、その補助金年額を月割り（100円未満の端数切捨て）し、補助金が交付される月数を乗じて得られた額を減額する。</p>			

算定基準	<p>4 重度とは、身体障害者手帳1級又は2級、療育手帳A判定、及び精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかを所持する要支援児、又は特別児童扶養手当1級の対象となる要支援児、又は診断書により保育時間中に医療的ケアが必要とされる要支援児とする。</p> <p>5 正規保育士等とは、支援費を申請する設置者が期間の定めなく直接雇用する有資格者(保育士、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭)で就業規則等で定める所定勤務時間が1か月あたり120時間以上または1日6時間以上かつ月20日以上で、月給制で社会保険に加入しているものとする。</p> <p>6 常勤保育士等とは、有期雇用の有資格者(保育士、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭)で1か月に勤務すべき時間数が120時間以上または1日6時間以上かつ月20日以上勤務するものとする。</p> <p>7 非常勤保育士等とは、月80時間以上勤務するもので、資格は問わない。</p>
異動事由	<p>要綱第8条関連</p> <p>要支援児に異動(増員)があったとき。</p> <p>要支援児の、手帳の等級、程度、支給認定区分に変更があり、支援費の額に変動があるとき。</p> <p>支援費の対象となる職員に異動(増員)があったとき。</p>
軽微な変更	<p>① 要支援児に異動(減員)があったとき。</p> <p>申請済み職員間での従事月の変更、又は減員があったとき。</p> <p>何れも、要綱第8条に定める変更届を提出する場合は、その時期に併せて届出を行うこと。</p>
その他	<p>申請に必要な事項については、保育所運営課長の通知するところによる</p>

別紙 2

認定こども園特別支援保育経費

<p>目的</p>	<p>認定こども園に就園する児童のうち、2号認定こども又は3号認定こどもであって、特別に支援の必要な児童（以下、「要支援児」という。）の特別支援保育の充実を図る。</p>		
<p>支給要件</p>	<p>以下の支給認定を受けた要支援児（ 1 ）が就園する、それぞれの類型の認定こども園の設置者を給付対象者とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2号認定こどもが就園する、幼稚園部分が学校法人立の旧接続型である幼保連携型認定こども園（ 2 ）</li> <li>・ 2号認定こどもが就園する、幼稚園部分が学校法人立の単独型である幼稚園型認定こども園</li> <li>・ 2号認定こども及び3号認定こどもが就園する、幼稚園部分が学校法人立の接続型の幼稚園型認定こども園（ 2 ）</li> <li>・ 2号認定こども及び3号認定こどもが就園する、幼稚園部分が学校法人立の並列型の幼稚園型認定こども園</li> <li>・ 2号認定こどもが就園する、学校法人立以外の単独型である幼稚園型認定こども園</li> <li>・ 2号認定こども及び3号認定こどもが就園する、学校法人立以外の接続型又は、並列型である幼稚園型認定こども園</li> </ul> <p>当該要支援児の受け入れに際して、「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」（平成27年内閣府告示第49号）に基づき配置すべき職員数（加算を含む。）に加えて、他の交付要綱等の要件として配置する保育士（本要綱において、支援費の支給対象となる職員を含む）を除き、対象児童数に応じて支援を実施するために必要となる専任職員を配置すること。</p> <p>月の初日時点で要件 を満たし保護者の同意を得ていること。月途中で要件を満たした場合は、翌月からの交付とする。</p> <p>職員の配置が欠ける場合は、支援費の停止、減額及び返還の対象となる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 要支援児は、原則として、手帳の交付を受けている児童、大阪市こども相談センターにおいて知的障がいと判断された児童、医療機関で障がい等と診断された児童、及び特別児童扶養手当対象児童とする。</li> <li>2 年度途中に3号認定こどもから2号認定こどもに変更される児童は、月の初日時点で2号認定こどもである月以降を給付対象とする。</li> </ol>		
<p>対象給</p>	<p>特別支援保育担当専任保育士等の人件費</p>		
<p>算定基準</p>	<p>重度（ 3 ）</p>	<p>要支援児1人に対し正規保育士等（ 4 ）または常勤保育士等（ 5 ）1名を配置する場合</p>	<p>児童1人あたり 月額233,400円</p>
	<p>重度以外</p>	<p>要支援児3人に対し正規保育士等1名を配置する場合</p>	<p>児童1人あたり 月額122,200円</p>
		<p>要支援児2人に対し正規保育士等または常勤保育士等1名配置する場合</p>	<p>児童1人あたり 月額116,700円</p>
		<p>要支援児1人に対し正規保育士等、常勤保育士等または非常勤保育士等（ 6 ）1名を配置する場合</p>	<p>児童1人あたり 月額116,700円</p>
	<p>上記職員の配置は、同一月、同時申請の際、要支援児数に応じて加配することを原則とする。ただし、重度以外の要支援児の対応として、要支援児3人に対し常勤保育士等1名と非常勤保育士等1名、又はクラスごとに要支援児が1人ずつ在籍する場合は、クラスごとに非常勤保育士等を1人ずつ配置することも可能とするが、その際の支援費は、配置された職員に基づく算定基準による計算とする。</p> <p>変更等に伴う支援費については、追加申請が認められた場合でも要支援児数を合算しない。</p>		

算定基準	<p>以下の支給認定を受けた要支援児が就園する、それぞれの類型の認定こども園において、当該要支援児が「大阪府私立幼稚園特別支援教育費補助金交付要綱」により支給される補助事業（以下、「府補助金」とする。）に基づく補助金交付対象者の場合、当該要支援児に対する補助金額を減額する（ただし、府補助金に基づく補助金交付対象者であって、年度途中で本補助金の交付対象になる場合、当該要支援児に対する補助金年額を月割り（100円未満の端数切捨て）し、月の初日時点で本補助金の対象である月数を乗じて得られた額を減額する。）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2号認定こどもが就園する、幼稚園部分が学校法人立の旧接続型である幼保連携型認定こども園</li> <li>・ 2号認定こどもが就園する、幼稚園部分が学校法人立の単独型である幼稚園型認定こども園</li> <li>・ 2号認定こども及び3号認定こどもが就園する、幼稚園部分が学校法人立の接続型の幼稚園型認定こども園</li> </ul> <p>3 重度とは、身体障害者手帳1級又は2級、療育手帳A判定、及び精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかを所持する要支援児、又は特別児童扶養手当1級の対象となる要支援児、又は診断書により保育時間中に医療的ケアが必要とされる要支援児とする。</p> <p>4 正規保育士等とは、支援費を申請する設置者が期間の定めなく直接雇用する有資格者(保育士、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭)で就業規則等で定める所定勤務時間が1か月あたり120時間以上または1日6時間以上かつ月20日以上で、月給制で社会保険に加入しているものとする。</p> <p>5 常勤保育士等とは、有期雇用の有資格者(保育士、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭)で1か月に勤務すべき時間数が120時間以上または1日6時間以上かつ月20日以上勤務するものとする。</p> <p>6 非常勤保育士等とは、月80時間以上勤務するもので、資格は問わない。</p>
異動事由	<p>要綱第8条関連</p> <p>要支援児に異動（増員）があったとき。</p> <p>要支援児の、手帳の等級、程度、支給認定区分に変更があり、支援費の額に変動があるとき。</p> <p>支援費の対象となる職員に異動（増員）があったとき。</p>
軽微な変更	<p>① 要支援児に異動（減員）があったとき。</p> <p>申請済み職員間での従事月の変更、又は減員があったとき。</p> <p>何れも、要綱第8条に定める変更届を提出する場合は、その時期に併せて届出を行うこと。</p>
その他	<p>申請に必要な事項については、保育所運営課長の通知するところによる</p>

## 別紙 3

## 認定こども園特別支援教育経費

目的	認定こども園に就園する児童のうち、1号認定こどもであって、特別に支援の必要な児童（以下、「要支援児」という。）の特別支援教育の充実を図る。		
支給要件	<p>原則として、1号認定こどもである要支援児（ ）が就園する認定こども園の設置者を給付対象者とする。ただし、本市が設置、又は学校法人が運営する認定こども園を除く。</p> <p>当該要支援児の受け入れに際して、「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」（平成27年内閣府告示第49号）に基づき配置すべき職員数（加算を含む。）に加えて、幼稚園教諭免許状又は保育士資格を有する者を配置すること。また、児童の受け入れに関して必要な物品等を設置すること。</p> <p>上記 及び を月の初日で満たしていること。月途中で要件を満たした場合は、翌月からの給付とする。</p> <p>要支援児の在籍が2人以上いること。ただし、対象となる児童は、当該園に就園する2号認定こども及び3号認定こどもであって、別紙2に定める要支援児を含む。</p> <p>要支援児は、特別児童扶養手当対象児童、又は健康面、発達面において特別な支援が必要である児童とする。</p>		
対支給対象	給付要件に規定する職員の人件費、教育研究経費（教材費等の消耗品費、研修受講のため要する経費等）		
算定基準	<table border="1" data-bbox="405 994 967 1070"> <tr> <td data-bbox="405 994 740 1070">要支援児 1人あたり</td> <td data-bbox="740 994 967 1070">月額65,300円</td> </tr> </table> <p>支援費の給付を受けようとする年度において、当該園に就園する要支援児について、給付要件に規定する児童数に基づき、上記を乗じて得た額を算定基準額とする。</p>	要支援児 1人あたり	月額65,300円
要支援児 1人あたり	月額65,300円		
異動事由	<p>要綱第8条関連</p> <p>要支援児に異動があったとき。</p> <p>要支援児が疾病・事故・その他の事由により連続して1ヶ月以上通所しなかったとき。</p> <p>要支援児の、手帳の等級、程度、支給認定区分に変更があり、支援費の額に変動があるとき。</p> <p>支援費の対象となる職員に異動があったとき。</p>		
軽微な変更	<p>① 要支援児に異動（減員）があったとき。</p> <p>申請済み職員間での従事月の変更、又は減員があったとき。</p> <p>何れも、要綱第8条に定める変更届を提出する場合は、その時期に併せて届出を行うこと。</p>		
その他	申請に必要な事項については、幼稚園運営企画担当課長の通知するところによる		

別紙 4

医療的ケア児対応看護師体制強化事業

<p>目的</p>	<p>医療機関で疾病等と診断され、保育時間中に医療的ケアが必要とされる児童（以下、「医療的ケア児」とする。）の医療的ケアを担当する専任看護師の person 費を支給することで、医療的ケア児の保育施設等への入所を円滑にするとともに、集団保育を実施することにより、医療的ケア児の福祉の増進を図る。</p>							
<p>支給要件</p>	<p>原則として、医療的ケア児（ 1 ）であって、2号認定こども及び3号認定こどもが在籍する、特定教育保育施設及び特定地域型保育事業所の設置者を支給対象者とする。</p> <p>医療的ケア児の受け入れに際して、医療的ケアを実施するために必要となる看護師（ 2 ）を専任で配置すること。</p> <p>月の初日時点で要件 を満たし保育施設等での医療的ケアの計画が保護者の同意を得ていること。月途中で要件を満たした場合は、翌月からの支給とする。ただし、医療的ケア児に専任で対応する看護師については、上記要件 を満たした月以降、医療的ケア児が年度途中で退所したなど、これに伴って要件を満たさなくなった場合についても、引き続き看護師による受入体制がとられているときは、当該年度に限り、看護師の person 費を支給対象とする。なお、支給対象となる範囲は、退所した医療的ケア児の計画と同等のものとする。</p> <p>認定こども園において、1号認定から2号認定に変更のあった児童の場合、月の初日時点で2号認定である月から算定基準による支援費を支給する。</p> <p>職員の配置が欠ける場合は、支援費の停止、減額及び返還の対象となる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 医療的ケア児とは、治療を目的としたものではなく、生命維持や健康維持のための生活行為として、医療行為（喀痰吸引、経管栄養、導尿、インスリン注射、その他医療行為）を必要とする障がい・疾病のある児童とする。</li> <li>2 看護師とは、有資格者（正看護師、准看護師）で当該保育所等において直接雇用または労働者派遣契約に基づき派遣され勤務する者とする。</li> </ol>							
<p>要支給</p>	<p>医療的ケア児にかかる医療的ケアを専任で担当する看護師の person 費</p>							
<p>算定基準</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="395 1406 1043 1485"> <p>保育標準時間認定の医療的ケア児1人に対し看護師を配置する場合</p> </td> <td data-bbox="1043 1406 1254 1485"> <p>児童1人あたり</p> </td> <td data-bbox="1254 1406 1452 1485"> <p>月額上限704,200円</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 1485 1043 1574"> <p>保育短時間認定の医療的ケア児1人に対し看護師を配置する場合</p> </td> <td data-bbox="1043 1485 1254 1574"> <p>児童1人あたり</p> </td> <td data-bbox="1254 1485 1452 1574"> <p>月額上限477,000円</p> </td> </tr> </table>	<p>保育標準時間認定の医療的ケア児1人に対し看護師を配置する場合</p>	<p>児童1人あたり</p>	<p>月額上限704,200円</p>	<p>保育短時間認定の医療的ケア児1人に対し看護師を配置する場合</p>	<p>児童1人あたり</p>	<p>月額上限477,000円</p>	<p>支援費の支給を受けようとする年度において、当該園に在籍する医療的ケア児について、上記要件を算定基準額とする。</p>
<p>保育標準時間認定の医療的ケア児1人に対し看護師を配置する場合</p>	<p>児童1人あたり</p>	<p>月額上限704,200円</p>						
<p>保育短時間認定の医療的ケア児1人に対し看護師を配置する場合</p>	<p>児童1人あたり</p>	<p>月額上限477,000円</p>						
<p>事由</p>	<p>要綱第8条関連 医療的ケア児に異動（増員）があったとき。 支援費の対象となる常勤看護師に異動（増員）があったとき。</p>							
<p>軽微な変更</p>	<p>① 要支援児に異動（減員）があったとき。 申請済み職員間での従事月の変更、又は減員があったとき。 何れも、要綱第8条に定める変更届を提出する場合は、その時期に併せて届出を行うこと。</p>							
<p>その他</p>	<p>申請に必要な事項については、保育所運営課長の通知するところによる</p>							